

採用決定者が入社日以後、入社日から起算して次項に定める期間に当人の一身上の都合で退職した場合は、既に支払われた当該採用決定者についての紹介手数料を返還するものとする。

当該採用決定者についての紹介手数料を返還する場合は、以下のとおりとする。

- ・入社後 1 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 50%
- ・入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 30%

ただし、採用先企業都合による解雇、採用先企業が起因する退職の場合は前項の適用を除外するものとする。